

浜の宮中学校 いじめ防止基本方針

一生徒指導は生徒理解に始まり、生徒理解に終わる—

2023.4 浜の宮中学校

I いじめる心理から考える基本方針

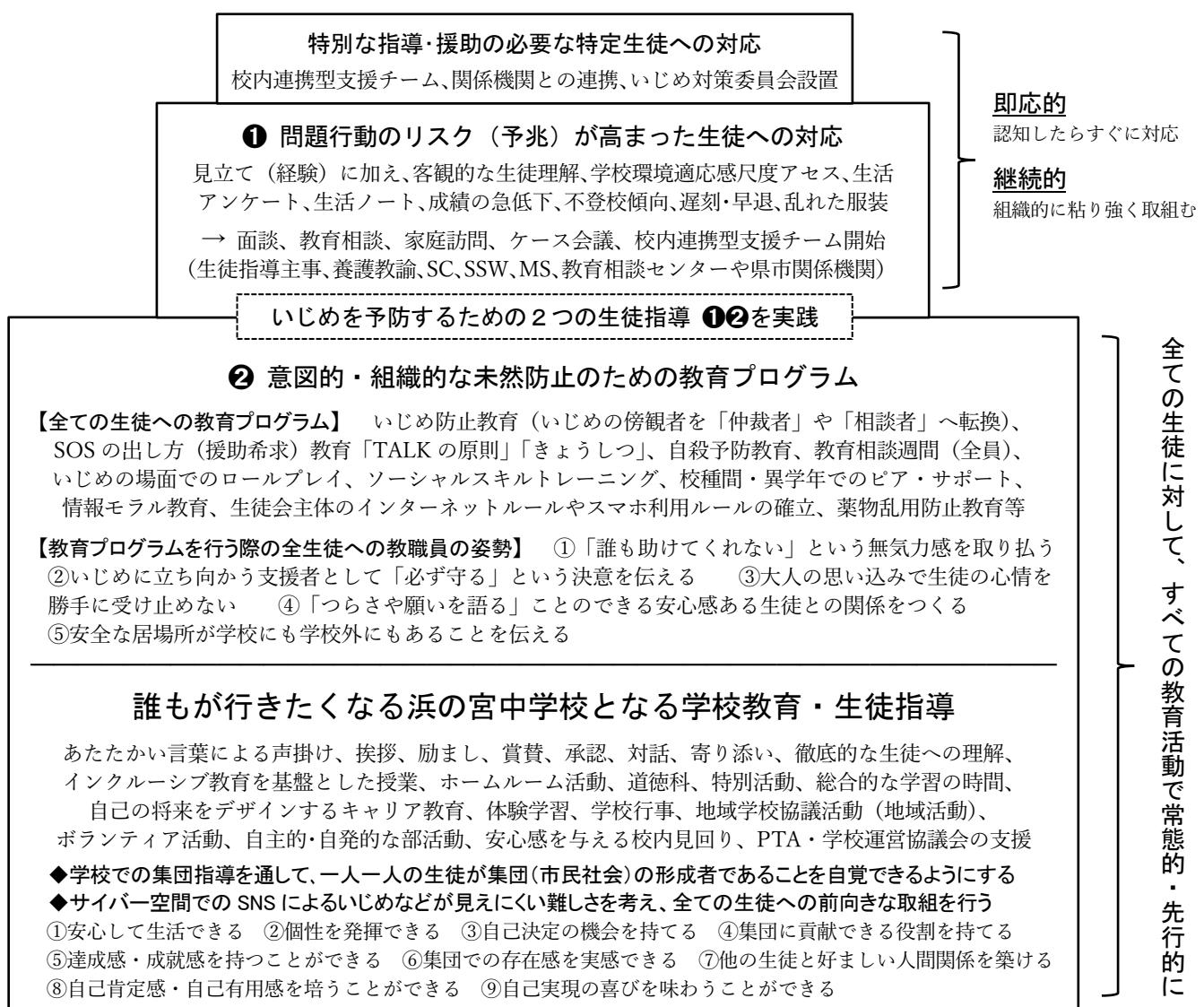
いじめの衝動を発生させる要因として次のことがある。

- ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者に攻撃することで解消しようとする）
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情（集団の過度なまとまりや同調圧力、拘束力が高まり、学級や部活集団で基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられるようになる）
- ③ねたみや嫉妬（しっと）感情 ④遊ぶ感覚やふざけ意識
- ⑤金銭などを得たいという意識 ⑥被害者となることへの回避意識

いじめる生徒の要因の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。

そこで、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を常に示しながら、いじめが起きてからどう対応するかという以上に、どうすれば起きないようになるのかという点に注力し、次の方針でいじめ防止を行う。

II 生徒指導の重層(四層)的な支援構造を基盤とした、いじめ防止対策



【児童の権利に関する条約 4つの原則】

- ①生徒に対するいかなる差別もしないこと ②生徒にとって最も良いことを第一に考えること
- ③生徒の命や生存、発達が保障されること ④生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること

【いじめの定義】「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の個人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

【いじめの解消】①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと